

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月18日(木) 午後2時00分～午後3時10分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	吉 本 秀 樹

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

伊根町地域整備課	課 長	橋 本 利 将
舞鶴市農林水産振興課	係 長	真 下 了 代
京丹後市海業水産課	主 事	松 尾 泰 典

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 京都府資源管理方針の変更について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事

事務局長

委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。年が変わりまして初めての開催となります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。定刻となりましたので、第20回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、八木委員、村岡委員、益田委員、池田委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は6名です。委員会規程第6条により、開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、本委員会に出席を賜りましてありがとうございます。今年初めての委員会ということで、1年間何卒よろしくお願い申し上げます。年の冒頭に能登半島沖で非常に大きな地震があったということで、漁業関係者の方々や漁業関係施設が甚大なる被害を受けています。心からお悔やみ申し上げますとともに、1日でも早く復興することを祈念しております。

本日の委員会は2つの議案がございます。1つは「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」、もう1つは「京都府資源管理方針の変更について」ということで、どちらも諮問になっていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まず本日の議事録署名委員を指名させていただきます。狩野委員、吉本委員お願いいたします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。まず第1号議案でございます。「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

(水産事務所)

廣岡補佐

(第1号議案について説明)

葭矢会長

はい、ありがとうございます。それでは今ほどの京都府からの説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願

いたします。

関連する内容にはなっているのですけれども、2つの諮問に分かれているということで、それぞれ答申をさせていただいてよろしいですか。

廣岡補佐 諮問の文章番号は同一でありますけれども、書面としては2つに分かれておりますので、それぞれで対応していただければと思います。

葭矢会長 わかりました。それでは最初の「令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」です。くろまぐろの大型魚が4トンほど北海道から戻りがあるということについて、数値が示されました。このあたりについて、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

結果としては、小型魚はそのまま譲渡していただいたかたちで、大型魚については、いったん戻ってきて、さらにプラス1トン戻ってきたというかたちなのですね。

廣岡補佐 会長のおっしゃる通り、小型魚については当所配分から3トン増えた状況で、大型魚については、一旦減りはしましたけれども、今回4トンの戻りがあったということで、結果として1トンプラスが生じているという状況です。

葭矢会長 わかりました。どうでしょうか。

増えているという話ですので、良しとするべきとは思いますが、大型魚については、4トンほど増えるとのことで、22.45トンから26.45トンにしましょうという考え方です。これでもよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 はい、ありがとうございます。

それともう1つ、これは想定の話ですが、いざというときにはこうしましょうと事前に考えておき、機動的に対処できるようにということで、諮問をされているものです。この諮問事項につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

わかりにくいのは、なぜ前年の令和4管理年度基準ではないのかということだと思いますが、さきほどの京都府の説明から言いますと、令和5管理年度の漁獲可能量を設定するにあたって、令和4管理年度の実績が集計されていなかったということですので、直近の数値が出されている令和3管理年度の数値をもって令和5管理年度を設定していきましようということだと思います。このあたりどうでしょうか。

石倉委員 改めてこの表を見ましても、理論的には理解できるのです。ただ、数字だけを見ますと、京都府内の漁業で約35トン、その他で約4トンとなっていて、4トンというと、京都府では上位に入るくらい的大型定置1経営体の水揚げ量に相当します。そのため、それをそのままやるというのは、定置漁業者としてはしっくりこないところはあります。理論としては理解できますし、いろいろな経緯もあって反対とは言いにくいですが、もう少し、その他の漁船漁業の数値を低くするような方法が捻出できないかなという思いもあります。

葭矢会長 ありがとうございます。定置を経営されていた観点からの意見です。漁船漁業のその他の水揚げ量の数値が高いんですかね。

廣岡補佐 そうです。太平洋で操業されている京都府内の在籍船の実績ということになります。

葭矢会長 4トンというのは、かなり数字としては大きいので、もう少しなんとならないのかという正直な感想だと思いますけれども、京都府として配分についてコメントはありますか。

廣岡補佐 石倉委員のおっしゃった定置の操業現場の実情なり実感というのは重々理解しているところです。ただ、過去実績に基づいて割合を設定するということになりますと、実績のあった数量をベースにするということですので、仮に定置に傾斜配分をするとすると、相応の合理的な根拠を求められます。それについては、立場が違うというところは当然出てきますので、双方に納得していただける解決方法というのはすぐには見出しがたいかなというのが正直なところだと思っております。ですので、今のところ令和5

管理年度につきましては、このような実績に基づく配分ということになります。今後漁獲の実績がどう推移するのかわからない中ですが、大きな変動があった場合に、皆さんに納得いただけるような配分の仕方を、引き続き皆さんのご意見も加えながら調整をしていきたいというのが、今申し上げられるところです。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。あくまでも実績主義で漁獲可能性が設定されている中で、このように配分していると。ただ、おそらく定置をやっておられる方としては、非常に多くの人数で操業している労力と、資源管理にどれほど努力されているかというところが見えない中で、なかなか納得しにくい部分はあるのかもしれませんが。漁獲量を設定するにあたって、過去実績に基づいておこなうのが基本的な方針ですので、石倉委員の意見も十分踏まえながら、将来的に改善できる部分があるようでしたら検討いただきたいと思います。実績でやるというのは国の方針ですよ。

廣岡補佐 算定の方法は国と府でそれぞれ異なるところはありますが、実績ベースという考え方は変わりません。

葭矢会長 数値化するのが難しいので漁獲数量でやっているのですけれども、一方でいろいろな資源管理の努力の仕方がポイント制になって、しっかりやっている人のポイントが高くなるようなシステムができれば一番いいのじゃないでしょうか。そのあたりは今後、国も含めて議論していただければと思います。

その他どうでしょうか。4トン増える話と、これから3月までに北海道から譲渡があったりすると、令和3管理年度の実績の割合に従って配分をしますという話です。他にご意見ございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは石倉委員の意見も十分に留めていただいて、2つの諮問について、特に問題がないことで、京都府へ原案に異議ない旨答申させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 はい、ありがとうございます。それでは異議ない旨答申させていただきます。

次に第2号議案「京都府資源管理方針の変更について」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いいたします。

廣岡補佐 (第2号議案について説明)

葭矢次長 はい、ありがとうございます。それでは、さきほどの京都府からの説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

資源管理協定というのは、基本的にはそれぞれの都道府県の事業者が自主的に取り組まれているものですが、それを文書におこして残していくということなのですかね。協定というのはどういったものなのでしょうか。

廣岡補佐 おもには、先ほど会長がおっしゃったように、個別の漁業者の方に現状やっただいている自主的な管理措置ということで、休漁措置というものを改めて協定の中に位置づけるというかたちです。ただ、数量管理がかかっているくろまぐろ等については、京都府の方で数量が配分量の8割や9割になったら、操業自粛なり操業停止ということでお示しをさせていただくので、当然それに従っていただくというような内容も入ってきます。おもには自主的な管理ですね。休漁なりということ位置づけていただくということでご理解をいただければと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。魚種の中であまだいとありますが、昔、資源管理の取り組みの中で、10センチサイズは再放流しようとかいろいろ取り組んでいましたが、そういうことがこの中に書き込まれていくということなのですか。

廣岡補佐 資源管理は国の事業に沿ってやってきた長い歴史があるので、先ほど会長がおっしゃったように、まだいの自主規制措置であるとか、地域にもよりますが、ひらめについては全長について自主規制措置をやられていた経過があります。ただ、現に作っただいている資源管理計画の中には、具体的な体長制限というのは記載されておりません。おもには、先ほど申し上げましたが、休漁措置

等の取り組みが主になっております。

葭矢会長 どうでしょうか。京都府からの説明に対しまして、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。
 この協定というのは、どこが主体になっているのですか。

廣岡補佐 具体的な考え方を申しますと、協定というのはあくまで漁業者の方がグループを作って策定するので、策定主体は漁業者の方々で、それを認定するのが京都府ということになります。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。協定が認定される際に諮問が必要となるのですか。基本の考え方だけが諮問に反映されるのでしょうか。

廣岡補佐 私の認識が誤っておりましたので、次回以降の委員会で修正させていただきますが、協定の認定の作業については、委員会で諮問をさせていただく流れにはならないと思っております。ただ、協定が認定された場合には、事後として報告をさせていただくようなかたちになるかと思えます。

葭矢会長 わかりました。ありがとうございます。どうでしょうか。ご意見ございませんか。
 釣り漁業の関係もあるのですけれども、特にあまだいは、国はまだやっていない中で京都府が独自でやりますということですよ。

廣岡補佐 はい。京都府として協定の中に盛り込んでいただくということです。

葭矢会長 これも休漁措置とかの文言が入ってくるのですか。

廣岡補佐 そうですね。釣り漁業の対象であるあかあまだいにつきましては、定期休漁ということで措置をしていただくということになります。

葭矢会長 どうでしょうか。

川崎委員 まだいとかは、管理するにも死んでしまうでしょう。あかがれいなら網目を広くするなど対応されていると思いますが、まだいについては、小さいものを放流するというのは、なかなかできないと思います。いかがでしょうか。

廣岡補佐 過去の資源管理では、まだい、ひらめの体長制限をして放流をしようという試みもあったのですが、今の資源管理計画においては、放流ということは、自主的な措置の中に位置づけはされておられません。放流が難しいということもありますし、放流された実績をどのように検証するかというのが正直難しいという部分もありますので、計画や協定には盛り込まれていないと思います。それを踏まえまして、まだいであれば、小型魚が定置網等に入りやすい時期に定期的な休漁をしていただくということで、放流に代えていただくというかたちになっています。

川崎委員 休漁ばかりしないといけないですね。

葭矢会長 そのあたりは実際の経営的な観点も踏まえて、いちばんベターな方向で管理していくというかたちになろうかと思います。必ずしも盛漁期に網揚げをしなさいという話ではないと思います。ただ一方で、資源は守っていかねばならないというのが基本的に大きな部分を占めており、漁業者にとっても大事なことだと思いますので、そのあたりを具体的に考えていただきたいです。要するに、獲りすぎている場合は休漁というようなかたちで、過去には資源管理計画を作ったり、まだいであれば、尾叉長の制限であったり、いろいろなかたちで計画の中に盛り込むことによって、将来的に数量制限を目指しながら休漁していくと。そういうところは、まだしっかりと考えていないということですよね。

廣岡補佐 現状、事後の検証がしやすい部分として、休漁というのが、いちばん重要な項目になっているのだと思います。当然、会長がおっしゃったように国レベルで数量管理がかかってくるのであれば、その内容を遵守することが、協定の内容になってくると思います。

葭矢会長 ありがとうございます。その他、何かございますか。
それと、ひらめについては、かなり広域に移動していくという記

憶があり東シナ海の海域も文言に含まれていることから、日本の業者だけではなく、多くの国で漁獲されている資源ですので、そのあたりの取り扱いをしっかりと踏まえたうえで、日本の漁業者に資源管理をしていただくということを、各都道府県レベルで伝えていかなければいけないかなと思います。これはあくまでも私見ですので、ここでは議論しませんが、そのあたりも頭に入れていただいて、今後も国との折衝がある際には要望として入れていただきたいと思います。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葎矢会長 それでは、特にご発言がないようですので、本議案については、特に問題がないことで、京都府知事へ答申をさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葎矢会長 それでは異議ない旨、答申させていただきます。
以上で議案が終了いたしました。続いて、報告事項に移りたいと思います。報告事項「京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号について」を事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 (報告事項について報告)

葎矢会長 はい、ありがとうございます。今年度末で満期を迎える67号、68号についての取り扱いですね。今のところこういう考え方でということですがけれども、今後、関係業者、団体へアンケート調査を行い意見集約するため、2月でアンケート結果の議論、さらにはそれを踏まえて、最終案を3月の委員会でかけるという段取りで行くということがございます。この件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

石倉委員 集魚灯についてですが、今の集魚灯は白熱電球を前提にした規制になっていると思います。一般的に白熱電球とLEDでは、LEDの方が3～5倍効率が良く明るいと言われています。国の方でも白熱電球をやめて、LEDに変えるような指導をされていると思い

ます。

新井崎では海がよく見えるのですが、夏になると、白熱電球のときには、見に来た人が漁火を街の明かりだと思ったんです。今は漁火ではなく大きな光の塊が海にずっと並んでいます。

他県の海区調整委員会では、白熱電球以外は3分の1にするという規制をされているところもあるようです。現に漁業に従事していると、近年夏の漁獲量がガクンと減ったという感じがしております。あれだけ海に灯りがついていると、魚が灯りに寄せられ途中で止まってしまい、定置網まで来るのかなという思いもあります。2月には間に合いませんが、京都府でも現状をちゃんと調べていただいて、調査船もありますから、大変ですが夜に出ていただいて、白熱電球とLEDがどれくらい明るいかを調べてもらってもいいのかなと思います。

定置網は同じ場所で固定して操業するため、移動することができません。その周りの沖で大きな灯火を焚かれたら、魚は入網しないかなという思いもしています。時には、ドライブがてら新井の方まで来ていただいて、土日の夜に見ていただくとすごく明るいですよ。私が数えたときは、新井から冠島までにLEDの電球が50個くらいあったこともありました。これを放っておいたら、定置網にとっては良くないです。反面、それを商売にしている釣りなどの遊船の人もおられますので、一概に否定するつもりはありません。ただ、やはり京都府の漁業者としては、大型定置が無くなると、京都の漁業の主要部分が失われますので、何とかして大型定置を存続させたいとの思いでこれまでやってきたので、この場で意見させていただきました。

葭矢会長

はい、ありがとうございました。近年は白熱電球ではなくて、LEDを使った釣りを京都府の沖合でされていると。それも踏まえ、検討を加えていく必要があるのではないかということです。

さらには、実態の調査もしていただけないかというような話でした。これは夜間のことですので時間外の深夜勤務になりますが、京都府の方で調整していただき、可能であればぜひとも対応してください。確かに白熱電球とLEDでは、かなり明るさが違うような感覚はあります。最近では、市街地でも街路灯がLEDに変わり明るくなり、夜空の星が見えなくなっていることもあるので、LED灯の実態がわかるようなことができれば、ぜひともやっ

ていただきたいなと思います。

(水産事務所)

戸嶋課長

さきほど石倉委員から意見のありました、特に、いか釣りの灯火が非常に明るいということに関しては、シーズンになりますと、取締船らくようが、夜間巡視を毎回実施しております。そんなに頻度は多くはないのですが、夜間らくようの巡視中、いか釣り遊船に対して、あまりにも明るいところであれば、光力をもう少し下げられるようお願いをしたり、作業灯としての使用についても、海をあまり照らさないようにというような指導をさせていただいているところです。

実際に遊船の明かりが定置にどの程度影響があるのかといったところにつきましては、なかなか把握するのが難しいところではあるのですが、全国的には、いか釣りの灯りが定置に入ってくる魚に与える影響を研究しているところもありますので、そういった知見も調べながら、京都府の定置網に対して影響があるのかないのか、あるとすればどの程度なのかというところについては、海洋センター研究部とも相談をしながら把握していきたいと思っております。

葭矢会長

ありがとうございます。海洋センターとも協力しながらやっていただければと思います。

こういう調査は、調査船の平安丸ではやらないのですか。

戸嶋課長

実態把握としては、らくようが巡回しております。その際に、乗組員からも LED の灯火が、かなり明るいとの意見はありますが、その実態を正確に把握するのは難しいところではあります。

石倉委員がおっしゃるような、灯火が非常に明るい、いか釣り遊船が何隻も連なって釣りをしているという実態は、ある程度京都府でも把握しています。ただ、それがどの程度定置網の漁獲に影響するのかというところについては、まだわかりかねるところがありますので、そのあたりを調査なり出来るのであれば、実施したいと思っております。海洋センター研究部との調整も必要になりますし、実際、調査が可能かというところも、私も専門外ですのではっきりと言えないですが、調査をするのであれば、らくようでも平安丸でも出来ると思います。

葭矢会長 ありがとうございます。その他、何かございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 無ければ、2月、3月に答申していただくこともあろうかと思
いますので、本件については以上とさせていただきます。事務局から
何かありますか。

本多次長 次回の委員会ですが、2月13日（火）2時から研修室での開催
を予定しております。現在のところ、9名の委員様から出席が可能
の旨回答をいただいております。後日、開催通知他、関係書類を送
付させていただきます。また、3月の今年度最終の委員会につい
ては、3月12日（火）での調整を進めております。後日、日程が決
まり次第、皆様へ FAX 等で周知させていただきます。

葭矢会長 ありがとうございます。最後にご発言したい方いらっしゃいま
すか。無ければこれで委員会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。

【閉会 午後3時10分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年1月18日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員